

随意契約結果(業務委託)

様式13

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	大阪市公金収入報告書データ化システム変更業務(改元に伴う新元号対応)	情報処理	TIS株式会社 公共事業本部	¥6,069,600	平成30年10月15日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
2	大阪市公金収入報告書データ化における住宅使用料等収入報告書のOCR読取及び収入報告書データ作成対応業務	情報処理	TIS株式会社 公共事業本部	¥216,000	平成30年11月15日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—

【根拠法令】

地方自治法施行令(抜粋)

(随意契約)

第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき

随意契約理由書

1 業務名称

大阪市公金収入報告書データ化システム変更業務（改元に伴う新元号対応）

2 契約相手

T I S株式会社

3 随意契約理由

T I S株式会社は、大阪市公金収入報告書電子計算機処理業務の受託業者であり、日々発生する市全体の大量な収入報告書について、同社が所有する大阪市公金収入報告書データ化システムにおいてOCR標準帳票の読み取り処理及び非OCR帳票のパンチ入力処理を行い、収入報告書のデータ化処理を行っている。

2019年5月1日に新元号に改元されることに伴い、旧元号と新元号が混在した収入報告書についてもデータ化処理を行えるよう、同社が所有する大阪市公金収入報告書データ化システムのプログラム改修が必要である。

T I S株式会社は、本システムを開発・所有し、これまでも本市が求める様々な条件等に合わせた改修を重ねてきており、障害やトラブルの発生にも確実かつ迅速に対応が可能で、マルチペイメントネットワークを活用した電子収納の収納データ提供業務（共同利用センター）の運用を行う業者であることから収納データとの一元化も確実に実現できる。さらに、処理拠点が大阪近辺であり、以上の業務を限られた時間内で正確に遂行することができることから、同社を特名として随意契約を行うこととする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

会計室会計企画担当（財務会計システムグループ）（電話番号 06-6208-8469）

随意契約理由書

1 業務名称

大阪市公金収入報告書データ化における住宅使用料等収入報告書のOCR読取及び収入報告書データ作成対応業務

2 契約相手

T I S株式会社

3 随意契約理由

T I S株式会社は、大阪市公金収入報告書電子計算機処理業務の受託業者であり、日々発生する市全体の大量な収入報告書について、同社が所有する大阪市公金収入報告書データ化システムにおいてOCR標準帳票の読み取り処理及び非OCR帳票のパンチ入力処理を行い、収入報告書のデータ化処理を行っている。

平成30年12月より稼働する新住宅使用料システムにおいて新たに出力されることになる収入報告書について読み取り及びデータ化が支障なく行えるかどうか事前のテストが必要である。

T I S株式会社は、本システムを開発・所有し、これまでも本市が求める様々な条件等に合わせた改修を重ねてきており、障害やトラブルの発生にも確実かつ迅速に対応が可能で、マルチペイメントネットワークを活用した電子収納の収納データ提供業務（共同利用センター）の運用を行う業者であることから収納データとの一元化も確実に実現できる。さらに、処理拠点が大阪近辺であり、以上の業務を限られた時間内で正確に遂行することができることから、同社を特名として随意契約を行うこととする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

会計室会計企画担当（財務会計システムグループ）（電話番号 06-6208-8469）